

地域・中小企業を元気にする

月刊

石垣

日本商工会議所のビジネス情報誌

9

2018

平成30年9月10日発行(毎月1回10日発行)第38巻
第6号 通巻460号 昭和55年8月20日第三種郵便物認可

特集1

インバウンド招致の 決め手！

特集2

事業承継税制の抜本拡充で 何が変わるのか？

あの人を訪ねたい

アンドリュー・マコーミック

元ラグビー日本代表 キャプテン

リーダーの横顔

川上 康男

下関商工会議所 会頭

株式会社長府製作所 代表取締役会長

まちの解体新書

北海道
恵庭市

こうしてヒット商品は生まれた！

「ガッタンゴー」

NPO法人神岡・町づくりネットワーク

事業承継税制の抜本拡充で 何が変わるのか？

自由民主党・宮沢洋一税制調査会長に聞く

聞き手

日本商工会議所専務理事 石田 徹

宮沢 洋一

自由民主党 税制調査会長
(参議院議員)

みやざわ・よういち

1950年生まれ。東京大学法学部を卒業後、大蔵省(当時)入省。米国ハーバード大に留学して行政学修士を取得し、大阪国税局岸和田税務署長、大蔵省大臣官房企画官、内閣総理大臣首席秘書官を経て、93年に退官。伯父である宮澤喜一氏の政策秘書を務めたのち、2000年の衆議院議員選挙において広島県第7選挙区で初当選、以降3期連続で当選。10年に参議院議員選挙で当選し、現在2期目。15年から自由民主党 税制調査会長を務めている



平成30年度税制改正において、「事業承継税制」が抜本的に拡充されるとともに、「所得拡大促進税制」の拡充や「償却資産に係る固定資産税の減免特例」が創設された。特に「事業承継税制」の抜本拡充は、これからの中小企業の経営に大きな影響を与えるものとなっている。そこで、自由民主党の税制調査会長として改正をけん引した宮沢洋一参議院議員に、改正に至る背景や改正の内容・趣旨について話を伺った。

中小企業の事業承継を進めて 経営者の世代交代を推進する

中小企業の事業承継を取り巻く環境は厳しさを増している。中小企業者数は減り続け、特に2009年から14年にかけての5年間で1割近くも減少している(28ページ/図1)。減少の原因を見てみると、過去10年間の中小企業の倒産件数は減少傾向にある中、事業承継ができなかったことなどによる休廃業は増加していることが分かる(同/図2)。また、経営者の高齢化も進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳に達すると見られている(同/図3)。

石田 徹・日本商工会議所専務理事

(以下、石田) 今回の事業承継税制の抜本拡充は、宮沢会長が先頭に立って実現した税制だと伺っています。中小企業が置かれている現在の状況を改善することを主旨としていますが、どのような認識で改正に臨まれたのでしょうか。

宮沢洋一・税制調査会長(以下、宮沢) 少しさかのぼってお話しさせていただけますと、世界経済がグローバル化し、これからは日本の産業を少量生産・高付加価値型に変えていくことが、日本の経済にとって一番大事な成長戦略になると思っています。そのためには、大企業だけでなく、中小企業にも頑張ってもらいたくための政策が必要だと感じていました。

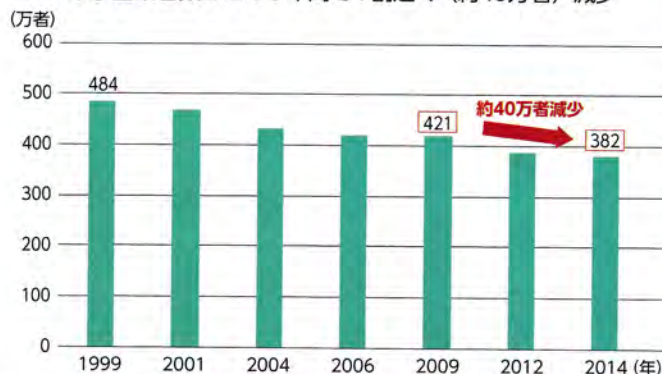
2014年10月に私が経済産業大臣になり、翌年7月に「成長戦略『3つの見える化』」(中小・中堅企業 あなたが主役)という、中小企業が新しい分野に挑戦しやすい環境を提供するプラットフォームをつくりましたが、正直に言って反応が芳しくありませんでした。同じ時期、中小企業経営者の方々と会うと、人手が足りない、後継者がいないという話ばかりでした。しかも経営者の平均年齢は60歳代になっているという状況でした。

中小企業の重要性は今では世界

中小企業の大事業承継時代が到来

《図1》中小企業者数の推移（1999～2014年）

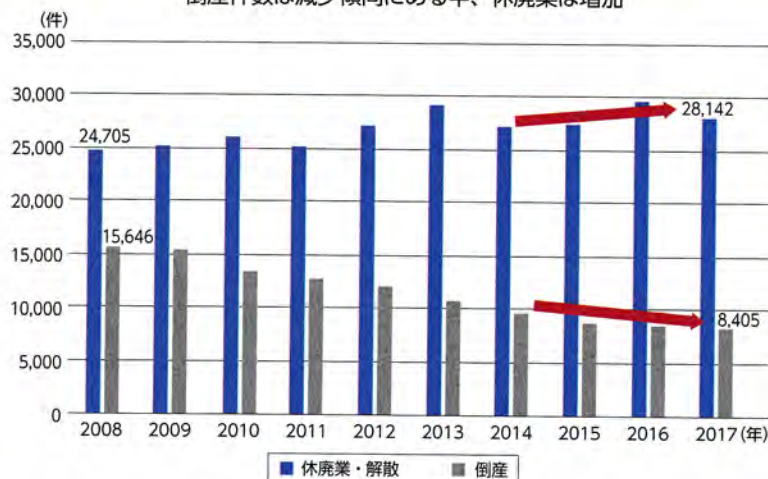
中小企業者数はこの5年間で1割近く（約40万者）減少



出典：中小企業庁 2018年版「中小企業白書」

《図2》過去10年間の休廃業・解散件数、倒産件数の推移

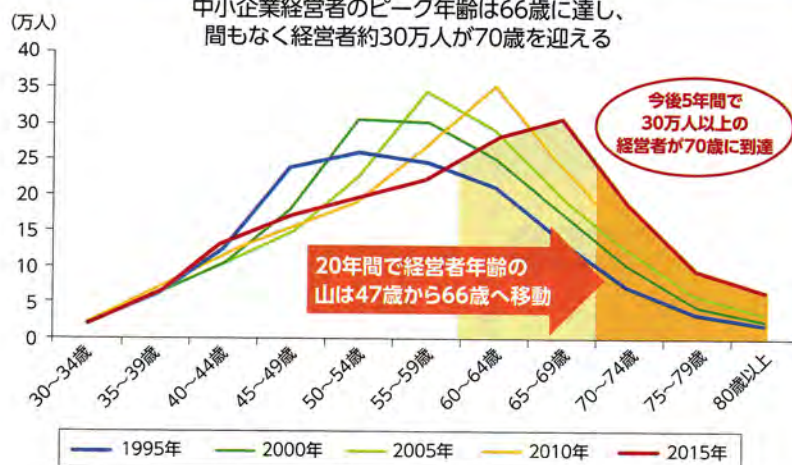
倒産件数は減少傾向にある中、休廃業は増加



出典：中小企業庁 2018年版「中小企業白書」

《図3》中小企業の経営者年齢の分布（法人）

中小企業経営者のピーク年齢は66歳に達し、間もなく経営者約30万人が70歳を迎える



出典：経済産業省「平成30年度経済産業関係 税制改正について」

各国が気付き始めています。その中でも日本は最も成功している国の一つなのに、その日本経済の強みが失われそうな状況になっている。それを防ぐためには、中小企業の事業承継を進めて経営者の世代交代を推進しなければいけない。今後10年間で経営者の平均年齢を40歳代にまで下げて、IoT（モノのインターネット）化やAIの導入が進む中で、新しいものづくり、新しいサービスにどんどん挑戦して、いつてもらうような政策をつくら

なくてはいけない。そういう思いが今回の改正につながっていったわけです。

石田 日本商工会議所では昨年11月に「事業承継税制の抜本拡充推進大会」を開き、全国の商工会議所から会頭など約350人が参加しました。その際には来賓としてごあいさつしていただきました。税調会長がこうした大会に出席されるのは異例のことと思いますが、どのようなお気持ちからでしょうか。

宮沢 この制度は中小企業の方々に積極的に活用していただかなければならないものですから、出席のお声掛けをいただき、話をさせていただいたことは、いいチャンスでしたし、大変ありがたかったです。みなさん、各地域で後継者不足や人手不足の問題に悩んでいる方々ばかりですから、会場に集まられている各地商工会議所の会頭さんたちの目つきも非常に真剣でした。この制度をこの方たちにしっかり使っていただけるようにしな

今後10年間で事業承継を進め 日本経済の新陳代謝を促す

今回の税制改正では、事業承継税制の抜本拡充をはじめ、賃上げや設備投資を後押しする税制が実現した（表1）。事業承継税制は、対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大するほか、雇

ければいけないと思いつながら、壇上からお話させていただきまし



▲日本商工会議所の石田徹専務理事と対談する宮沢洋一税制調査会長（左）

用維持要件の実質撤廃や、経営環境の変化に応じた減免制度の創設、複数後継者の承継も対象にするなど、画期的な制度となっている。また、世代交代に向けた集中取り組み期間として10年間の時限措置（2018年1月～27年12月）となっており、適用を受けるためには、今後5年以内に特例承継計画を都道府県に提出、10年以内に事業承継を行う必要がある。

また、事業承継後に経営環境が変化して事業をやめた場合、かつては承継時にさかのぼって贈与税または相続税を利子税付きで納付しなければなりませんでしたが、今回の改正により、廃業または事業を売却する場合などには、その時点での評価額に対する相続税などを払うということになりました。これにより、事業承継したのちに廃業せざるを得なくなった場合でも、巨額の贈

与税・相続税を納めることがないようにしました。そして四つ目は、これまでは先代から後継者への1対1の承継に限定していましたが、複数による承継も対象となりました。このような要件緩和により、これまで使い勝手が悪く利用が進まなかった部分が、ほぼ無くなったのではないかと思います。10年間の時限措置としたことで、早期かつ計画的にこの税制が活用され、多くの団塊の世代が引退すると想定される今後10年間で、確実に事業承継を進め、日本経済の新陳代謝を促したいと思っています。

今回の税制改正で賃上げと生産性向上を目指す

事業承継税制以外にも、今回の税制改正では、中小企業の賃上げや生産性向上のための税制措置が盛り込まれている（31ページ／表3）。一つは「所得拡大促進税制の拡充・延長」で、計算方法が簡素化されるとともに、より高い賃上げを実施した場合、控除率がアップするようになった。

二つ目が償却資産に係る固定資産税の減免の創設。市町村の判断で、認定を受けた中小企業の新規設備投資について、取得後3年間の固定資産税をゼロ／2分の1に軽減するとともに、市町村が固定資産税をゼロにした場合、その地域の中小企業は、ものづくり補助金などの優先採択や補助率の引き上げによる重点支援を受けられるようになっていく。そのほか、中小企業のM&Aを促進する税制措置の創設や、30万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入特例の延長、交際費の800万円までの全額損金算入特例の延長などが盛り込まれている。

《表1》平成30年度税制改正のポイント

1. 事業承継税制の抜本拡充 ※詳細は表2参照	
・対象株式数などの上限撤廃	・経営環境変化に応じた減免制度の創設
・雇用維持要件の実質撤廃	・複数承継の対象化
2. 中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置	
・所得拡大促進税制の拡充・延長	
・償却資産に係る固定資産税の減免特例の創設（3年間）など	
3. 地方創生・地域活性化に資する税制措置	
・商業地などに係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長（3年間）	
・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・電子化など	

《表2》事業承継税制抜本拡充のポイント

・今回の改正措置は、世代交代に向けた集中特例取り組み期間として10年間の時限措置（2018年1月～ 2027年12月） ・税制の適用を受けるには、今後5年以内（2023年3月末まで）に特例承継計画を都道府県に提出、10年以内に承継を行う必要がある	<事業承継税制イメージ図> 中小企業（非上場）の経営者 親 → 後継者 子 生前贈与・相続 株券 会社 事業を続けている限り納税猶予
①対象株式数上限等の撤廃	
<改正前> 対象は総株式の最大2/3。猶予割合は80%	<改正後> 全株式を適用可能。納税猶予割合も100%
②雇用維持要件の実質撤廃	
<改正前> 承継後、5年間平均8割の雇用維持が必要	<改正後> 5年間平均8割の雇用維持が未達成の場合も、継続可能（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）
③経営環境変化に応じた減免	
<改正前> 廃業や売却の際、株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税	<改正後> 廃業時の評価額や売却額を基に納税額を再計算。承継時の納税額との差額を減免 <イメージ図> 承継時の株価（相続税評価額）1億円 売却価格 8000万円 差額 1100万円免除 納付税額 約3700万円＋利子税 贈与税額 約4800万円
④対象者の拡充	
<改正前> 一人の先代経営者から一人の後継者のみ	<改正後> 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）

石田 今回の税制改正では、賃上げや設備投資の促進など、中小企業税制に関してさまざまな改善がなされていますが、中小企業の現状について、どのように認識しておられますか。

宮沢 中小企業の労働生産性など

は、大企業と比較してどれも厳しい数値が出ています。また使用している設備年齢も大きく上昇しています。その一方で中小企業の労働分配率（生産した付加価値に占める人件費の割合）は大企業と比較して非常に高く、会社の収益を

可能な限り従業員に還元している状況ながら、深刻な人手不足から防衛的賃上げの必要性に迫られています。

石田 これらの問題を改善していくために、今回の税制改正で中小企業の賃上げや生産性向上のため

の税制措置が盛り込まれました。これらによりどのような成果を期待されていますか。

宮沢 今回の税制改正は、中小企業における賃上げと生産性向上を促進するためのものです。所得拡大促進税制については、大企業の場合は給与額の3%増を税額控除の条件にしていますが、中小企業の場合はそこまで高くせず、1・5%以上増加したところを対象にしています。これが給与を上げるインセンティブとなり、雇用促進や人材確保につながることを期待しています。

償却資産に対する固定資産税の課税については、世界的には決して例の多い制度ではないのですが、一方で市町村の重要な税収でもあります。簡単に無くすわけにもいきません。そこで、28年度の改正で中小企業の新規設備投資に限って減免制度を導入し、翌年はそこから少し深掘りし、今年度は取得後3年間の固定資産税を2分の1から最大ゼロまで軽減することにしました。生産性を高める投資をした中小企業にインセンティブを与えるものとなっていますので、この制度もうまく活用していただき、「生産性向上」や「働き方改革」を実現していただけたらと思っています。

《表3》中小企業の賃上げ・生産性向上のための税制措置

※「中小企業」：資本金1億円以下の法人

1. 所得拡大促進税制の拡充・延長

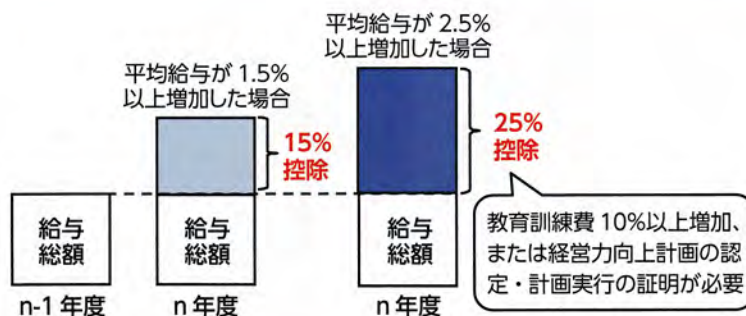
・賃上げ基準年度が平成24年度から前年度比に変更（計算方法が簡素化）

・より高い賃上げを実施した場合、控除率がアップ

①平均給与1.5%以上増加：給与総額増加分の15%を税額控除

②平均給与2.5%以上増加：給与総額増加分の25%を税額控除（※）

※教育訓練費が対前年度比10%以上増加、または経営力向上計画の認定・計画実行の証明が必要



2. 償却資産に係る固定資産税の減免特例の創設（3年間）

・市町村の認定（※）を受けた中小企業の新規設備投資について、取得後3年間の固定資産税をゼロ～1/2に軽減（市町村の条例により税率を決定）

・市町村が固定資産税の特例率をゼロにした場合、その地域の中小企業は、ものづくり補助金などの優先採択や補助率の引き上げ（1/2→2/3）による重点支援を受けられる

※「生産性向上特別措置法」により市町村が策定する計画に基づく認定

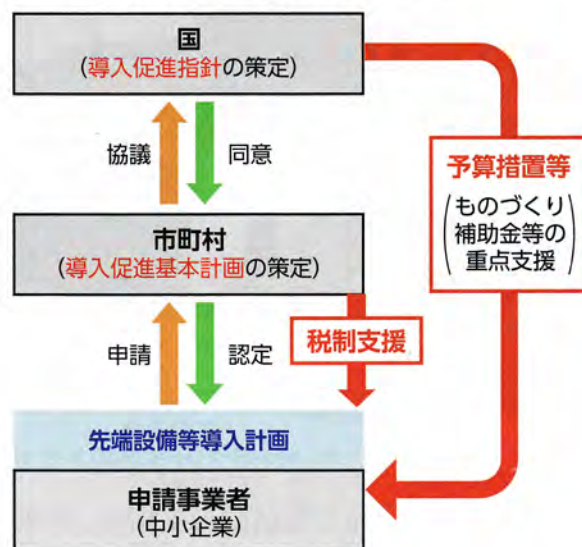
対象設備

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

【減価償却資産の種類（最低取得価格/販売開始時期）】

- 機械装置（160万円以上/10年以内）
- 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内）
- 器具備品（30万円以上/6年以内）
- 建物附属設備（60万円以上/14年以内）

「生産性向上特別措置法」による支援スキーム



経営者の新たな挑戦を
しっかりと応援してほしい

石田 いま全国に515の商工会議所、125万もの会員がおり、そのうちの約95%が中小企業です。商工会議所に対して、事業承継への支援を含めて、どのような期待をされていますか。

宮沢 今回の事業承継税制の抜本拡充により、今後10年間で大きく事業承継が進められる制度をつくりましたが、最終的な目的は事業承継ではなく、次代の経営者が新しいものづくり、新しいサービスに積極的にチャレンジし、成功していただくということです。もちろん60代、70代の方でITに強い方もいらっしゃいますが、やはりAIやIoTの時代になると、若い人の方がおそらく慣れていきますので、そういう人たちが事業承継ののちに新しい事業に挑戦していただきたい。そのためには商工会議所は金融機関などとも連携して、しっかりと応援していただけたらと思っています。そして、地域に根差した経済団体として、中小企業支援はもちろんのこと、「地域活性化」や「働き方改革」の推進といった幅広い分野で中核的に活躍していただくことを期待しています。